

大阪府安全なまちづくり条例

～改正の概要～

大阪府安全なまちづくり条例(平成14年大阪府条例第1号)に
『第6章 特殊詐欺の根絶に向けた取組の推進等』が追加されました。

オール大阪による総合的な対策

青少年対策

第19条 特殊詐欺の根絶に向けた施策の推進

- ◆府は、特殊詐欺の根絶に向けた施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ◆府は、市町村と連携して、府民及び事業者に対し、被害防止に必要な広報、啓発等の活動を行います。
- ◆府は、府民が特殊詐欺に加担しないよう、府民に対し、周知を図ります。



第20条 特殊詐欺の根絶に向けた府民及び事業者等の努力義務

- ◆府民等は、特殊詐欺に関する知識、理解を深め、府及び市町村が実施する施策に協力するよう努めてください。
- ◆事業者は、自治体が実施する施策や防犯ボランティア団体等が実施する自主的な活動に協力するよう努めてください。
- ◆事業者は、事業活動が特殊詐欺の手段に利用されないための措置を講ずるよう努めてください。
- ◆青少年の育成に携わる者は、青少年が特殊詐欺に加担しないよう、指導・助言するなど適切な措置を講ずるよう努めてください。

第21条 特殊詐欺に関する通報等

- ◆府民は、被害に遭うおそれがある者を発見した時や、特殊詐欺と疑われる電話、郵便物等を受けたときは、警察に通報するよう努めてください。
- ◆事業者は、事業活動において被害に遭うおそれがある者を発見した時は警察に通報するとともに被害防止のための注意喚起を行い、また、特殊詐欺を行っていると思われる者を発見したときは警察に通報するよう努めてください。



ア ジ ト 対 策

第22条、第23条 建物の貸付け等に係る規制等

第24条 旅館営業者等の営業に係る規制等

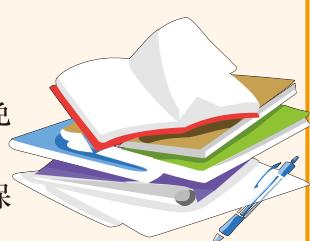
- ◆不動産業者等は、貸付けに係る契約前に相手方から特殊詐欺に利用しない旨の誓約書等を徴し、契約時には特殊詐欺に利用されることが判明した場合に契約解除できる旨の特約を設けるよう努めてください。
- ◆旅館営業者（民泊を含む）は、特殊詐欺に利用されることを知って宿泊させてはいけません。
- ◆上記の者は、特殊詐欺に利用されることが判明したときは建物の明け渡し、又は宿泊施設からの退去を求めるよう努めてください。



架電先リスト対策

第25条 個人情報データベース等の提供における規制等

- ◆個人情報を第三者に有償提供する事業者は、個人情報データベース等を提供する際、運転免許証等の提示等（公安委員会規則で定める方法）により本人確認するよう努めてください。
- ◆本人確認を行った者は、本人確認に係る記録を作成し、当該記録を作成した日から3年間保存するよう努めてください。



詳しくは

大阪府安全なまちづくり条例

検索



だまされへん そんなあなたが 狙われる
キャッシュカード 求める電話 すべて詐欺!

